

諮問番号 令和6年度諮問第1号

答申番号 令和6年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇（以下「審査請求人」という。）による「令和5年度市民税・県民税 税額決定（変更）／納税（変更）通知書」に関する処分」（令和5年8月2日付け通知書番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号）についての審査請求は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人とその妻（以下「元妻」という。）は、令和4年8月5日付け離婚届を提出し、元妻は同日付けで市内別地に転居するために転居届を提出した。
- 2 元妻は、令和4年12月23日に死亡し、翌年の令和5年1月4日付け死亡届が提出された。
- 3 審査請求人は、令和5年2月24日に春日部税務署長あてに元妻を配偶者控除の対象者として氏名を記載した上で、配偶者控除を適用した令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した。
- 4 処分庁は、審査請求人が提出した令和4年分確定申告書、給与支払者7者が提出した令和4年分給与支払報告書及び公的年金等支払者3者が提出した令和4年分公的年金支払報告書により算出した市民税・県民税額〇〇〇〇円について、令和5年6月5日付け「令和5年度市民税・県民税 税額決定／納税通知書」により審査請求人あてに通知した。
- 5 処分庁は、令和5年6月から令和5年度市民税・県民税税額算出時の扶養控除における配偶者控除及び被扶養者の要件等が適正であるかの判定事務を開始した。
- 6 当該判定事務の結果、審査請求人と控除対象配偶者とされた元妻は、離婚し、その後元妻が死亡していることが判明した。
- 7 処分庁は、配偶者控除に関する法令等に照らし、審査請求人の現況において、元妻との間柄に配偶者控除を適用する控除対象配偶者の要件に該当し得ないとし、令和5年度市民税・県民税税額における配偶者控除を否認とする税額更正決定（本件処分決定）を行い、税額更正後の市民税・県民税額を〇〇〇〇円とする旨を令和5

年 8 月 2 日付け「令和 5 年度市民税・県民税 税額決定（変更）／納税（変更）通知書」に関する処分」（通知書番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号）を、同日に審査請求人の住所地あて通知（本件処分の通知書）した。

8 審査請求人は、令和 5 年 1 0 月 1 0 日付けで、当該課税処分の取消しを求め、春日部市長あて審査請求を提起した。

9 審査請求人は、令和 6 年 5 月 1 3 日に死亡したため、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 5 条第 1 項により相続人である〇〇〇が審査請求人の地位を承継した。なお、同年 6 月 1 8 日付けで、〇〇〇から春日部市長に対し、同条第 3 項により審査請求人の地位を承継した旨の届出があった。

第 3 審査請求人の主張の要旨

離婚届の提出を理由として配偶者控除を否認とする税額更正決定がなされたが、これを取り消すとの裁決を求める。元妻との離婚届を提出したのは、重大な病に患わされていた元妻が外国籍であることから、相続による財産分与が複雑になるので、生前に離婚分割する為であり、元妻が令和 4 年 1 2 月 2 3 日に死亡するまでの元妻の生活費、病院費は審査請求人が負担していた。この点、（市民税課の）担当者には詳細な説明をしていて、配偶者控除を受けるべき実態が存在する。

第 4 処分庁の主張の要旨

1 市民税に関する法令

（1）市民税申告書の提出に関して、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 7 条の 3 第 1 項において、所得税の確定申告書が提出された場合には、市民税にかかる申告書が提出されたものとみなすとされている。

（2）税額決定等納税義務者に対する通知に関し、地方税法第 3 2 1 条の 4 第 2 項において、特別徴収にかかる特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までにしなければならないとされている。

2 配偶者控除に関する法令及び総務大臣通知

（1）地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号において、同一生計配偶者は市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が 4 8 万円以下である者とされ、同項第 8 号において、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下である

市民税の納税義務者の配偶者が控除対象配偶者とされている。

- (2) 地方税法第314条の2第1項第10号において、控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者は、当該納税義務者の前年の合計所得金額に応じた所得控除額が受けられるとされている。
- (3) また、同条第8項において、控除対象配偶者を含む扶養親族であるかどうかの判定は前年の12月31日の現況によるとされ、前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時の現況によるとされている。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づく総務大臣通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」の「第2章 市町村民税 第1節 納税義務者 第1 個人の納税義務者 第1項」において、地方税法第292条第1項第7号の配偶者とは、民法の規定するところに従うものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであることとされている。

3 本件処分の理由

- (1) 審査請求人と元妻は、令和4年8月5日付け離婚届を提出し、元妻は市内別地に転居するため、同日付けで転居届を提出した。
- (2) 元妻は、令和4年12月23日に死亡し、翌5年1月4日付け死亡届が提出された。
- (3) 審査請求人は、令和5年2月24日に春日部税務署長あてに元妻を配偶者控除の対象者として氏名を記載した上で、配偶者控除を適用した令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した。
- (4) 処分庁は、審査請求人が提出した令和4年分確定申告書（これは地方税法第317条の3第1項の定めに従い、令和5年度市民税・県民税申告書が提出されたものとみなし、市民税・県民税の税額決定事務に供しているものである。）、給与支払者7者が提出した令和4年分給与支払報告書及び公的年金等支払者3者が提出した令和4年分公的年金支払報告書により算出した市民税・県民税額〇〇〇〇円について、令和5年6月5日付け「令和5年度市民税・県民税税額決定/納税通知書」により請求人住所地あてに通知した。
- (5) 処分庁は、令和5年6月中旬から、令和5年5月11日付けで決定・通知した給与からの特別徴収にかかる令和5年度市民税・県民税税額及び令和5年6月5日付けで決定・通知した普通徴収又は公的年金からの特別徴収にかかる令和5年度市民税・県民税税額算出時の扶養控除における配偶者控除及び被扶養者の要件

等が適正であるかの判定事務を開始した。

ちなみに、地方税法第321条の4第2項によれば、納税額等の決定に関する通知は、最速のもので（以下の※参照）、当該年度の初日に属する年の5月31日までにしなければならない。しかしながら、納税義務者からの申告書の提出期限（3月15日）から税額決定通知の送付期限までは2か月強の間隔しかなく、すべての納税義務者の課税決定が適正であることまでを確認するには日数が不足していることから、各年度の市民税・県民税当初税額決定時点においては納税義務者から提出された申告書等の内容に基づいた控除等を適用して決定を行うが、当初決定通知後に適正課税の判定事務を実施しているものである。

※ 処分庁の補足

市民税の納税方法には、特別徴収（主に給与支払者が従業員の給与から税を天引きして納付する方法）と普通徴収（納税通知書を本人に送付して納付する方法）の2つがあり、税額決定の通知をそれぞれ、特別徴収は5月31日まで、普通徴収は第1期の納期限である6月30日の10日前までにしなければならない。請求人は普通徴収であるものの、処分庁は多数の納税者にすみやかに通知するため、特別徴収の納税者も、普通徴収の納税者も、同時並行に事務処理を進めていて、この意味において「最速で5月31日まで」と表記しているものである。

なお、仮に6月20日頃通知をしたとしても、例年事務処理の進行上（進行〔2・3月申告受付→5・6月通知発送→申告内容の審査〕に自治体間の差はさほど無いと思慮される。）、通知の発送後に配偶者控除の最終的な適否の審査を行うことから、本件処分・審査請求の一連の流れに影響はなかったこと、念のため申し添える。

- （6）「3 本件処分の理由（5）」で述べた判定事務において、納税義務者である審査請求人及びその控除対象配偶者とされた元妻の間に「3 本件処分の理由（1）及び（2）」の状況が発生していたことが判明した。処分庁は、「2 配偶者控除に関する法令及び総務大臣通知（1）から（4）まで」の法令等に照らし、審査請求人の現況において、離婚届の提出により元妻との婚姻関係が解消されていること、また、その状況は控除対象配偶者としての判定がなされる元妻の死亡の時まで継続されていたことから、審査請求人と元妻の間柄においては配偶者控除を適用する控除対象配偶者の要件に該当しえないとした。これは、法令等に明記されている内容を適用した適法な判断である。

- （7）処分庁は、「3 本件処分の理由（6）」に基づき、審査請求人の令和5年度市民税・県民税税額における配偶者控除を否認とする税額更正決定（本件処分決定）を行い、税額更正後の市民税・県民税税額を〇〇〇〇円とする旨を令和5年

8月2日付け決定した。また、同日に税額更正後の市民税・県民税税額を通知するため、「令和5年度市民税・県民税 税額決定（変更）/納税（変更）通知書」（本件処分のお知らせ）を審査請求人住所地あてに通知した。

（8）地方税法は、納税義務者が配偶者を有する際に一定の要件の下で「2 配偶者控除に関する法令及び総務大臣通知（1）及び（2）」の法令に基づき配偶者控除を認めているところ、「配偶者」の意義については独自に規定していない。これについては、所得税法にかかる裁判例ではあるものの、同様に事実上婚姻関係にある者の配偶者控除の適用の可否を争った「平成27年2月24日付け東京地方裁判所判決（平成26年（行ウ）第174号国税処分取消請求事件）」の判決文によると、「（配偶者控除の対象者となる「配偶者」の意義について、）租税法律主義や法的安定性の見地からすれば、別意に解すべき特段の事由がない限り、本来の法分野における意義と同じ意義に解することが相当である。」とされている。

（9）民法（明治29年法律第89号）第739条第1項において、婚姻は戸籍法の定めるところにより届け出ることによってその効力が生じることを規定し、第725条等において、いわゆる事実婚主義を排除して法律婚主義を採用とした上、そのような法律上の婚姻をした当事者の一方を「配偶者」という文言で規定している。併せて第749条では婚姻の取消についても準用されることを規定している。

なお、民法の規定の適用にあたっては、解釈上、事実上の婚姻が法律上の婚姻に準じて扱われ、民法の規定の準用ないしは類推適用が認められることもあるが、全ての規定において認められているものではない。

（10）「3 本件処分の理由（8）及び（9）」から、地方税法における「配偶者」についても、婚姻の届出に基づくいわゆる法律婚による当事者の一方を指すものと解するのが相当と判断する。

（11）また、「地方税法第292条第1項第11号イ（3）」及び「同項第12号ハ」においては、寡婦及びひとり親の用語の意義について触れられているが、「婚姻をしていない者のうち、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定める者がいないこと。」とされ、届出に基づく法律婚と事実上の婚姻は別途のものとして扱っていることが確認できる。

（12）併せて地方自治法第245条の4（技術的な助言）の基づく総務大臣通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」の「第2章 市町

村民税 第1節 納税義務者 第1 個人の納税義務者 第1項」において、同一生計配偶者にはいわゆる内縁の配偶者はこれにあたらないことを明記し、通知して、地方税法で規定していない「配偶者」の意義について補完している。

(13) 「3 本件処分の理由(10)から(12)まで」から、地方税法における「配偶者」は、民法における「配偶者」と同義に解すべきであり、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られ、事実上の婚姻関係にある者は含まれないものであると解する。

(14) 審査請求人は、元妻が外国籍であることから複雑な財産分与を回避するため生前に離婚分割し、また、元妻が死亡するまでの生活費等を負担していたことにより事実上の婚姻関係にあったことを理由として、令和5年度市民税・県民税の税額算出において配偶者控除の適用を求めている。配偶者を含む扶養控除の趣旨を勘案すれば心情的に酌むべき事情はあるものの、控除対象となる「配偶者」は法律上の婚姻関係にある者とししか解することができない以上、離婚届出により法律上の婚姻関係を解消した者を配偶者控除の対象とする審査請求人の主張は法的根拠を欠き、失当である。

4 結論

よって、本件処分は、適正に行われたものであり、審査請求人の主張には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項により棄却を求める。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は、訴えの理由が現に存在しないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

① 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分は、次の法的根拠に基づいた適法なものである。

※「第3 審理関係人の主張の要旨 2 処分庁の主張 1・2」に同じ。

I 市民税に関する法令

(1) 市民税申告書の提出に関して、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の3第1項において、所得税の確定申告書が提出された場合には、市民税にかかる申告書が提出されたものとみなすとされている。

(2) 税額決定等納税義務者に対する通知に関し、地方税法第321条の4第2項

において、納税額等の決定に関する通知は、最速のもので当該年度の初日の属する年の5月31日までにしなければならないとされている。

Ⅱ 配偶者控除に関する法令及び総務大臣通知

- (1) 地方税法第292条第1項第7号において、同一生計配偶者は市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもののうち、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が48万円以下である者とされ、同項第8号において、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である市民税の納税義務者の配偶者が控除対象配偶者とされている。
- (2) 地方税法第314条の2第1項第10号には、控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者は、当該納税義務者の前年の合計所得金額に応じた所得控除額が受けられるとされている。
- (3) また、同条第8項において、控除対象配偶者を含む扶養親族であるかどうかの判定は前年の12月31日の現況によるとされ、前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時の現況によるとされている。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づく総務大臣通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」の「第2章 市町村民税 第1節 納税義務者 第1 個人の納税義務者 第1項」において、地方税法第292条第1項第7号の配偶者とは、民法の規定するところに従うものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであることとされている。

② 配偶者控除の不適用取消しを求める法律上の利益について

審理員としても、処分庁の主張（以下の※）は、法令及び判例に基づいたものであり、首肯する。

※ 審査請求人は、元妻が外国籍であることから複雑な財産分与を回避するため生前に離婚分割し、また、元妻が死亡するまでの生活費等を負担していたことにより事実上の婚姻関係にあったことを理由として、令和5年度市民税・県民税の税額算出において配偶者控除の適用を求めている。しかしながら、控除対象となる「配偶者」は、法律上の婚姻関係にある者としてしか解することができない以上、離婚届出により法律上の婚姻関係を解消した者を配偶者控除の対象とする審査請求人の主張は法的根拠を欠き、失当である。

なお、処分庁が言う「控除対象となる「配偶者」は法律上の婚姻関係にある者としてしか解することができない」理由を説明するものとして「平成27年2月24日

付け東京地方裁判所判決（平成26年（行ウ）第174号国税処分取消請求事件）」の判決文が挙げられる。（以下、判決文）

「所得税法は、居住者が配偶者を有する場合に、一定の要件の下で、その居住者につき所得控除（配偶者控除）を認めている（同法83条1項、2条1項33号）ところ、配偶者控除の対象となる「配偶者」（同法2条1項33号）の意義につき独自に規定していない。」

このような場合、租税法律主義や法的安定性の見地からすれば、別意に解すべき特段の事由がない限り、本来の法分野における意義と同じ意義に解することが相当である。」

しかるに、身分関係の基本法である民法は、婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる旨規定し（民法739条1項）、いわゆる事実婚主義を排して法律婚主義を採用した上、そのような法律上の婚姻をした当事者の一方を「配偶者」という文言で規定している（民法725条、732条、744条2項、751条、770条1項等参照）。また、民法の規定の適用に当たっては、解釈上、事実上の婚姻が法律上の婚姻に準じて扱われ、民法の規定の準用ないし類推適用が認められることもあるが、事実上の婚姻関係にある当事者間においては相続権が認められていないなど、全ての規定の準用ないし類推適用が認められているわけではない。そして、行政法規において、「配偶者」に事実上の婚姻関係にある者が含まれる場合には、「届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。」あるいは「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」というように規定され、その旨が明らかにされているのが通例である（所得税法施行令2条の2第1項1号ロ、所得税法施行規則18条の4第3号、国税徴収法75条1項1号、国民年金法5条8項、厚生年金保険法3条2項及び健康保険法3条7項1号等）ところ、所得税法2条1項33号の「配偶者」については、その旨が明らかにされていない。」

以上の点を勘案すると、所得税法2条1項33号の「配偶者」は、民法における「配偶者」と同じ意義に解すべきであり、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られ、事実上の婚姻関係にある者は含まれないと解することが相当である（最高裁平成8年（行ツ）第64号同9年9月9日第三小法廷判決・訟務月報44巻6号1009頁参照）。」

これは、「租税法律主義や法的安定性の見地」が所得税及び住民税に通徹され、配偶者控除の適用が同様であることを判断できるものである。

よって、審理員としても、審査請求制度上の第一義的な論点（課税処分の取消し）について、事実関係及び法令等の規定を確認の上、東京地裁の判例を踏まえ、処分庁が弁明する「離婚届出により法律上の婚姻関係を解消した者を配偶者控除の対象とする審査請求人の主張は法的根拠を欠き、失当である。」を首肯することから、本審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第6 審査会の判断

1 争点

本審査請求における争点は、審査請求人において元妻が配偶者控除の対象となるかどうかである。

その上で、本件処分が違法又は不当な処分として、取り消されるべきものかどうかを検討する。

2 判断及び理由

- (1) 審査請求人と元妻は、令和4年8月5日付けで離婚し、その後、元妻は、令和4年12月23日付けで死亡している。
- (2) 審査請求人は、（離婚はしているが）元妻が死亡するまでの生活費等を負担していたことを理由に事実上の婚姻関係があったとし、本件処分の取消しを求めている。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第8項は、控除対象配偶者を含む扶養親族であるかどうかの判定について、前年の12月31日の現況によるとし、前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時の現況によるとする。
- (4) この点、地方税法において「配偶者」の定義について規定していないものの、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づく総務大臣通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」において、配偶者とは、民法（明治29年法律第89号）の規定するところに従うものであり、いわゆる内縁の配偶者はこれに含まれないものであることとされている。
- (5) なお、所得税法（昭和40年法律第33号）の解釈ではあるものの法律婚によらない事実上の家族は、控除の対象には当たらないとする次のような最高裁判例がある。
- (6) 最高裁平成8年（行ツ）64号平成9年9月9日第三小法廷判決・訟務月報

44巻6号1009頁は、事実上の婚姻関係にある配偶者について、所得税法第83条及び第83条の2にいう「配偶者」は、納税義務者と民法上の婚姻関係にある者に限られると解するのが相当であるとしている。

(7) 最高裁平成2年(行ツ)12号平成3年10月17日第一小法廷判決・集民163号381頁は、所得税法第2条第1項第34号に規定する親族は、民法上の親族をいうものと解すべきであり、したがって、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との間の未認知の子又はその者の連れ子は、同法第84条に規定する扶養控除の対象となる親族には該当しないというべきであるとしている。

(8) 所得税と住民税の税額計算に係る仕組みがほぼ共通であることも踏まえると、法律婚によらない事実上の家族は、所得税法と同様に控除の対象には当たらないと解するのが相当であり、審査請求人が元妻を配偶者控除の対象とする理由はない。

(9) また、審査請求人は、反論書において「人それぞれの事情があり、もう少し個別に考慮されても良いのではないか。法律の運用は一律ではなくもう少し幅広く運用してもらいたい。」と主張しているが、この主張は、法令に根拠を有するものではなく、そのような事情を考慮する法令も見当たらない。

(10) 市民税・県民税税額の更正及び決定の処分は、地方税法等に定める課税要件を充足している事実を把握し、既に成立している納税義務の内容を確定する行為である。これは、講学上の確認に該当し、行政庁の意思表示を要素としない準法律行為的行政行為であることから、処分庁には審査請求人が主張するような裁量が認められない。

(11) したがって、処分庁には、本件処分に関して法令上の裁量があるとはいえず、関係法令等に従うほかないことから、処分庁が審査請求人において元妻を配偶者控除の対象とすることは認められないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上により、審査請求人の主張は採用できず、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、「第1 審査会の結論」に記載のとおり、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当であると判断する。

4 「配偶者の範囲」に対する補足意見

なお、本審査会として、本件処分の争点となった「配偶者の範囲」について補足

意見を述べる。

第6の2の(4)のとおり、地方税法における配偶者とは、民法の規定するところに従うものであり、内縁の配偶者はこれに含まれないものであるとされている。

一方、社会保障の分野では、生活実態を重視し、配偶者の範囲に事実婚を含めることがある。また、学説上では、配偶者控除は、配偶者を扶養していることによる担税力を考慮したものであるから、法律婚に限らず扶養の有無の事実を重視すべきであるといった見解もある。

さらに、今日では、家族形態や家族意識の多様化が進み、事実婚又は同性婚に対する理解が広まりつつあり、家族のあり方についての社会的な関心が高まっている。近時の判例においても、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に関し、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる遺族に給付金を支給するという目的に照らし、同法第5条第1項第1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に犯罪被害者と同性の者も含まれ得るとの判断が示されている（最高裁令和4年（行ツ）第318号・令和4年（行ヒ）第360号令和6年3月26日第三小法廷判決・裁判所ウェブサイト）。これは、同性カップルに事実婚と同様の法的保護がなされることを正面から認めたものと評されているが、立法者の想定しない人間関係であっても、法律上保護すべき利益が見出し得る場合には、同様の保護を及ぼすべきという法解釈をなしうる一例として挙げられる。

また、下級審の裁判例では、同性愛者に対して同性との婚姻を認めず、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることが、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法第14条第1項に違反すると判示するものもある（札幌地裁平成31年（ワ）第267号令和3年3月17日判決・判例時報2487号3頁）。そこでの考え方を敷衍すれば、法律婚によって生じる法的効果をどこまで事実婚にも及ぼし得るかは、単に立法裁量に委ねられているということではなく、憲法第14条第1項による統制に服することになる。その意味で、扶養の有無や担税力などの実態に着目して、扶養控除の可否を認める方が法の下での平等の理念に沿ったものとみることもできよう。この点、審理員意見書において引用される東京地方裁判所の判決においても、現行の所得税法上の「配偶者」の解釈論としては、法律上の婚姻関係にある者に限られるとしつつも、「配偶者控除の趣旨は、配偶者の所得の獲得に対する貢献や、夫婦共稼ぎ世

帯と夫婦の一方が所得を得ている世帯との税負担の均衡に税制上配慮することにあると解され」として、立法論として所得税法上の「配偶者」に「事実上の婚姻関係にある者を含める余地がある」ことを認めている。

他方で、処分庁は、短期間に処理すべき大量の課税案件について、租税法律主義（憲法第84条）に基づく執行上の公平性を確保するため、法令に従い画一的な取扱いをせざるを得ず、民法上の配偶者という形式的基準に着目して扶養控除の要件の判断を行うことには一定の合理性があると言わざるを得ない。これは、民法が法律婚主義を採用し、法的身分関係や様々な法的利益を規定する制度が法律婚主義を採用することに起因する。いずれにしても、上記のような憲法論を踏まえた法制度の見直しがあり得るとしても、それは「唯一の立法機関」（憲法第41条）である国会において議論した上で実現し得るものであり、処分庁に独自の判断で例外的な控除対象を認める裁量は、現行法上、与えられていない。

ちなみに、同性婚を制度的に認めないことについて、一部の学説は、同性愛者が婚姻に基づく法的利益を享受し得ないだけでなく、それにより同性婚が異性婚に比べて劣ったものであるとの烙印を押され（アメリカ合衆国連邦裁判所オーバーゲッフェル事件参照（*Obergefell v. Hodges*, 576 U.S. 644, 667-669 (2015)））、その尊厳が毀損されることが不利益の本質であると指摘するものもある。この主張は、法律婚へのこだわりが一般的な国民意識として根強く存在することを前提に、そこに人格的価値を見出すものであろう。そのような視座を前提にすれば、法律婚と事実婚とを法的に同列に扱うか区別して扱うかについては、その判断に慎重さを要するものと思われる。

本審査会としては、今後、これらの視点を踏まえた「配偶者の範囲」についての国民的議論が高まることを期待したい。

第7 審査会における調査審議の経過

年 月 日	内 容
令和6年3月22日	審査庁から諮問書を受理
令和6年5月28日 (第1回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和6年7月22日 (第2回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和6年8月1日	答申

春日部市行政不服審査会

会 長 横 家 豪

委 員 岡 田 順 太

委 員 鈴 木 健太郎

委 員 吉 田 俊 弘